

I はじめに

1 計画改定の趣旨

本県では、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の位置付けを併せ持つ計画として、「かながわ子どもみらいプラン」を平成27年3月に策定し、子ども・子育て支援の取組みを進めてきました。

しかし、女性の就業率の上昇を背景に、保育所や放課後児童クラブへのニーズが増加する中、待機児童の解消には至っておらず、また、核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育ての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないことなどが課題となっています。さらに、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、いじめの問題や不登校の増加など、子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、障がいの状態や国籍などにかかわらず、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現が一層求められています。

そこで、現行計画は令和元年度で終了しますが、引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していくため、計画を改定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 位置付け

- 子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画の位置付けを併せ持つ計画です。
- 県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する個別計画です。

(子ども・子育て支援法第62条第1項)

都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

(次世代育成支援対策推進法第9条)

都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

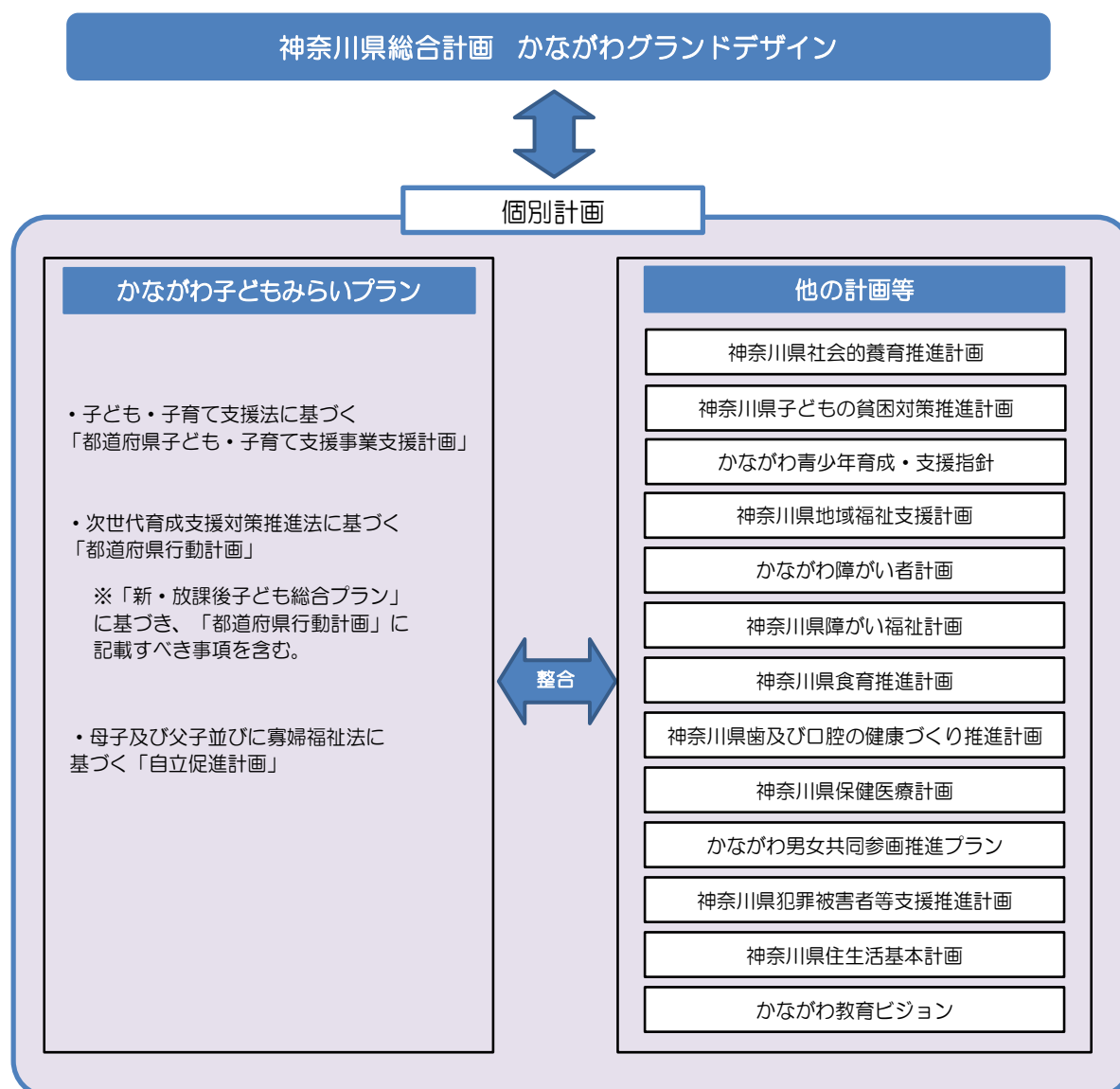
(2) 関連計画との整合

子ども・子育てに関連する以下の計画とも整合を図り、取組みを進めていきます。

【関連計画】

神奈川県社会的養育推進計画、神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画（本計画と一体的に策定）、神奈川県子どもの貧困対策推進計画、
かながわ青少年育成・支援指針（子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画）、神奈川県地域福祉支援計画、
かながわ障がい者計画、神奈川県障がい福祉計画、神奈川県食育推進計画、
神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画、神奈川県保健医療計画、
かながわ男女共同参画推進プラン、神奈川県犯罪被害者等支援推進計画、
神奈川県住生活基本計画、かながわ教育ビジョン

<参考：「かながわ子どもみらいプラン」の位置付け>



(3) SDGs¹との関係

県の政策の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現は、「いのち」を起点として「持続可能な神奈川」を実現することであり、SDGsの理念と方向性を同じくしています。

本プランにおける基本理念（「すべての子どもに笑いがあふれ、幸福で健やかに成長できる社会の実現をめざします」）も、SDGsの理念や目標の一部を共有するものであり、プランの基本理念実現のための「3つの力」の充実・強化に引き続き取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図り、SDGsの目標達成にも役割を果たしていきます。

【参考】SDGs [世界を変えるための17の目標]



【本プランに関連するゴール】



¹ SDGs（エスディージーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）
平成27年9月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など17のゴール（目標）を設定。

3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

4 計画の対象

すべての子どもと子育て家庭、そして、これらを取り巻く県民、事業者、行政等を対象とします。（施策の内容により、対象が異なります。）

